



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

- 国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件 (厚生労働三)
- 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (同三)
- 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件 (同三三)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件 (同三四)
- 建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件 (国土交通二四七)
- 建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件 (同二四八)
- 壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件 (同二四九)

- 壁等の構造方法を定める件 (同二五〇)
- 特定防火設備の構造方法を定める件の一部を改正する件 (同二五一)
- 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件及びひさしその他これに類するものの構造方法を定める件を廃止する件 (同二五二)
- 主要構造部を木造とすることができ、大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件 (同二五三)
- ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件 (同二五四)
- 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件 (同二五五)
- 準耐火構造の構造方法を定める件等の一部を改正する件 (同二五六)
- 防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件 (同二五七)
- 特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排烟設備の構造方法を定める件等の一部を改正する件 (同二五八)
- 名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件 (同二五九)
- 秋田空港の施設について告示した事項に変更があった件 (同二六〇)
- 仙台第一地方合同庁舎屋上へリポートの設置許可申請があった件 (同二六一)

(官庁報告)

労 働

最低工賃の決定及び廃止決定に関する公示 (岩手労働局最低工賃公示一)

公聴会
仙台第一地方合同庁舎屋上へリポートの設置に関する公聴会 (東京航空局)

(公 告)

諸 事 項

官 庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構構出品預証書紛失に伴う証書の無効、平成二十七年高度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、弁理士登録・特許侵害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利実行申立て、押取物還付関係

会社その他
会社決算公告

元

三

四

五

七

別表一に次のように加える。

69	カスボツアンギン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年12月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	040080x1xxx0xx
		040080x1xxx1xx
		180010x1xxx0xx
		130060xx97x00x
		130060xx97x01x
70	ダルベボエチン アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年12月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	130060xx97x00x
		130060xx97x01x
		130060xx97x1xx
		130060xx99x0xx
		100335xx97x0xx
71	ニチシノ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx
		100335xx97x1xx
		100335xx99x00x
		100335xx99x01x
		100335xx99x1xx
72	ベムラフエニ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130120xxxxx0xx
		130120xxxxx1xx
		161070xxxxx00x
		161070xxxxx01x
		161070xxxxx10x
73	メチルチオニニウム塩化物水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	161070xxxxx11x
		161070xxxxx3xx

○国土交通省告示第二百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準を第一に定め、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の十六第二項の規定に基づき、仮使用の認定をするために必要な図書として国土交通大臣が定めるものを第二に定め、同条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める工事を第三に定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

第一 建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件
の各項に定めるところによるものとする。

2 次の各号に掲げる場合においては、当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合するものであること。

一 建築基準法施行規則第四条の十六第三項に規定する増築等に関する工事について、法第七条第一項の規定による申請が受理された後又は指定確認検査機関が法第七条の二第一項の規定による検査の引受けを行った後に仮使用の認定の申請が行われた場合

二 新築の工事又は第三に定める工事が完了した場合において仮使用の認定の申請が行われた場合
新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。

一 当該敷地のみに係る工事以外の工事が完了している場合 次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該建築物が建築基準関係規定（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十七条から令第百二十八条の二まで及び仮使用の部分を使用する者の安全上、防火上及び避難上支障がないもの（建築物の敷地のみに係る部分に限る。）を除く。第二号ハにおいて同じ。）に適合すること。

ロ 当該敷地が令第百二十七条から令第百二十八条の二までの規定に適合すること。この場合において、これらの規定中「通路」とあるのは、「通路（仮使用の部分を使用する者の用に供するものに限る。）」と読み替えるものとする。

ハ 仮使用の部分の各室から当該建築物の敷地外に通ずる通路と、仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路又は当該建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分とが重複しないこと。

二 仮使用をする期間が三年を超えない範囲内であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。

イ 仮使用の部分と仮使用の部分以外の部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（常時閉鎖をした状態にあるものに限る。）で区画すること。

ロ 令第百二十二条第五項、第九項（ただし書を除く）から第十一項まで及び第十四項から第十六項までの規定は、仮使用の認定の申請に係る建築物について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第百二十二条第五項	は、第一項	
	床面積の合計百平方メートル以内と	（以下「高層部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イ
令第百二十二条第九項	主要構造部	工事完了後において主要構造部となるものの住戸
	の住戸	
令第百十二条第十四項	その他の部分（直接外気に開放されている廊下バルコニーその他これらに類する部分を除く。）	（以下「堅六部分」という。）を仮使用する場合にあつては、平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号イの規定にかかわらず、堅六部分にある仮使用の部分
	しなければならない	堅六部分にある仮使用の部分以外の部分
	若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるもので	すれば足りる をした状態に

第二 項	第二項 建築物		建築物の増築又は改築に係る部分 (以下「増改築部分」という。)
	その敷地		建築物の敷地
	建築物		増改築部分
	第三項各号列記以外の部分		建築物の敷地
第三項 第一号イ 及びロ	当該建築物		当該増改築部分
	仮使用の部分		仮使用の部分及び増改築部分以外の部分
	第三項第一号ハ		仮使用の部分及び増改築部分以外の部分の各室
	、仮使用の部分以外の部分		、これらの部分以外の部分
第三項 第二号ハ	を仮使用の部分以外の部分		を仮使用の部分以外の部分(増改築部分以外の部分を除く。)
	仮使用の部分以外の部分		仮使用の部分以外の部分(増改築部分以外の部分を除く。)
	第二項 建築基準法施行規則第四条の十六第二項の国土交通大臣が定める図書は、次の表のとおりとする。		
	図書の種類		明示すべき事項
各階平面図		縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分	

ハ 仮使用の部分(仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路に該当する部分を除く。以下ハにおいて同じ。)が建築基準関係規定に適合すること。ただし、令第五章第二節及び第三節並びに令第二百二十九条の十三の三第二項の規定については、仮使用の部分を一の建築物とみなした場合において、これらの規定に適合しなければならない。

二 前号ロから二までに掲げる基準に適合すること。

ホ 建築物の建替え(現に存する一以上の建築物(以下「従前の建築物」という。)の同一敷地内に新たに建築物を建設し、当該建設の開始後において従前の建築物を一以上除却することを行う。)により新たに建設された建築物又は建築物の部分(以下「増改築部分」という。)において、当該建築物又は建築物の部分について法第二条第九号の二若しくは第九号の三、法第二十三条、法第二十四条、法第二十五条、法第二十八条(居室の採光に有効な部分の面積に係る部分に限る。)、法第三章若しくは令第二百二十条第一項若しくは令第二百二十六条の四(これらの規定中令第二百六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に係る部分に限る。)の規定又はこれらに基づき命令若しくは条例の規定に適合しないことがやむを得ないと認められる場合においては、従前の建築物の除却を完了するまでの間これらの規定に適合することを要しない。

四 第三第一号及び第三号に掲げる建築物に対する前二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二面以上の断面図	仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	第一第三項第二号イ又はロの規定による区画(以下「仮使用区画」という。)の位置及び面積
	仮使用区画に用いる壁の構造
耐火構造等の構造詳細図	仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種別
	仮使用区画を貫通する風道の配置
	仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
	給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別
配置図	仮使用区画に用いる床の構造
	令第二百二十条第十項に規定する外壁の位置及び構造
	仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
	給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別
安全計画書	仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
	仮使用区画に設ける防火設備の構造、材料の種別及び寸法
	縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分
	敷地境界線及び敷地内における建築物の位置
その他法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	敷地の接する道路の位置及び幅員
	仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分
法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項	

第三 建築基準法施行規則第四条の十六第三項の国土交通大臣が定める工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 増築の工事であつて、次に掲げる要件に該当するもの
イ 仮使用の認定の申請前に避難施設等に関する工事（仮使用の部分に係るものに限る。）を完了していること。
- ロ 増築に係る部分以外の部分に係る避難施設等に関する工事を含まないこと。
- 二 建築物の改築（一部の改築を除く。）の工事
- 三 建築物が開口部のない自立した構造の壁で区画されている場合における当該区画された部分の改築（一部の改築を除く。）の工事

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○ 国土交通省告示第二百四十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の十六の二第三項第二号の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件

建築基準法施行規則第四条の十六の二第三項第二号の規定に基づき、建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式は、次の各号に掲げる規定による同項第二号の規定による仮使用の認定のための審査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- 一 平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第二項 別記第一号様式
- 二 平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第一号 別記第二号様式
- 三 平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号 別記第三号様式

第一号様式（第一号関係）

(イ)		(ロ)
平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第二項		☐
(備考)		

(注意事項)

- 1. (イ)欄に掲げる規定に適合していることを確かめたときは、(ロ)欄のチェックボックスに「シ」マークを入れてください。
- 2. (ロ)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

第三号様式（第三号関係）

(イ)			(ロ)
平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第一号	ア	☐	☐
	ロ	☐	☐
	ハ	☐	☐
	ニ	☐	☐
(備考)			

(注意事項)

- 1. (イ)欄に掲げる規定に適合していることを確かめたときは、(ロ)欄のチェックボックスに「シ」マークを入れてください。
- 2. (ロ)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

第三号様式（第三号関係）

(イ)			(ロ)
平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第一号	ロ	☐	☐
	ハ	☐	☐
	ニ	☐	☐
	イ	☐	☐
平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号第一第三項第二号			☐
(備考)			☐

(注意事項)

- 1. (イ)欄に掲げる規定に適合していることを確かめたときは、(ロ)欄のチェックボックスに「シ」マークを入れてください。
- 2. (ロ)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

附則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の五第二号の規定に基づき、壁等の加熱面以外の面（防火上支障がないものを次のように定める。）

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

壁等の加熱面以外の面（防火上支障がないものを定める件）

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の五第二号に規定する壁等の加熱面以外の面（防火上支障がないものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。）

一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合又は間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合、壁等を構成する防火設備の面、次のイ及びロに該当するもの

イ 防火設備が次の(1)又は(2)に該当するものであること。
(1) 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものであること。
(2) 特定防火設備（平成十二年建設省告示第千三百六十九号に定めるものに限る。）のうち、骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸又は鉄製で鉄板の厚さが一・八ミリメートル以上の防火戸であること（火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。）。

ロ 次の(1)又は(2)に該当するものであること。
(1) 防火設備に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、防火設備の加熱面以外の面が面する室内の建築物の部分（壁等の部分を除く。）及び収納可燃物の温度が当該建築物の部分及び収納可燃物が燃焼する温度以上に上昇しないこと。
(2) 防火設備の加熱面以外の面が令第百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下(2)において「室」という。）に面するものであり、かつ、当該室内の建築物の部分（壁等の部分を除く。）の室内に面する部分（防火設備からの水平距離が火災継続予測時間に応じて次の表一に掲げる式により計算した数値以下である部分に限る。）の仕上げが準不燃材料でされ、かつその下地が準不燃材料で造られたもの又は仕上げに厚さ二・五センチメートル以上のせつこう若しくは厚さ四・五センチメートル以上のモルタルを塗つたものであること。ただし、天井又は室の区画を構成する壁については、防火設備の上端から天井までの垂直距離又は防火設備の両端から当該壁までの水平距離が次の表二に掲げる式により計算した数値以上である場合には、この限りでない。

表一

防火設備からの水平距離（単位 メートル）	火災継続予測時間が九十分間以下
$\sqrt{A}$	$1.2\sqrt{A}$

表二

防火設備の上端から天井までの垂直距離又は防火設備の両端から室の区画を構成する壁までの水平距離（単位 メートル）	火災継続予測時間が九十分間以下
$\frac{A}{25} + 0.28$	$\frac{A}{20} + 0.36$
(0.38aを超える場合は0.38a)	(0.54aを超える場合は0.54a)

この表において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 防火設備の面積（単位 平方メートル）

a 防火設備の高さ（単位 メートル）

二 令第百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（開口部（床の開口部を除く。）に防火設備を設けたものに限る。）を構成する壁等により区画する場合、壁等の室内に面する面（次のイ及びロに該当する場合には、壁等の加熱面以外の防火設備の面（屋内に面するものに限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。）を含む。）

イ 壁等の加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。）が面する室に面する防火設備が次の(1)又は(2)に該当するものであること。

(1) 壁等に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものであること。
(2) 特定防火設備であること（火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。）。

ロ 次の(1)又は(2)に該当するものであること。
(1) 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、壁等の加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。）が面する室内の建築物の部分（壁等の部分を除く。）及び収納可燃物の温度が当該建築物の部分及び収納可燃物が燃焼する温度以上に上昇しないこと。

(2) 第一号ロ(2)に該当すること（火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。）。この場合において、同号ロ(2)中「防火設備の加熱面以外の面」とあるのは「壁等の加熱面以外の防火設備の面（屋内に面するものに限り、かつ、壁等の室内に面するものを除く。）」と読み替え、同号ロ(2)の防火設備からの水平距離は、火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とする。

附則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二十一条第二号の規定に基づき、壁等の構造方法を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

壁等の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）以下「令」という。）第百九条の五に規定する技術的基準に適合する壁等の構造方法は、次に定めるものとする。

第一 この告示は、三階建て以下の建築物（倉庫その他の物品（不燃性の物品を除く。）を保管する用途に供する建築物を除く。）で、屋根の仕上げを不燃材料でしたものについて適用する。

第二 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であること。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

(1) 鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。）
鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三十三ミリメートル未満のものを除く。）で厚さが八十五ミリメートル以上のもの

(2) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く)。

(3) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが三・五センチメートル以上の鉄網バライトモルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く)。

(4) 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック、レンガ又は石で覆ったもの。

(5) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面を、強化せつこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限り)を三枚以上張ったもので、その厚さの合計が六十三ミリメートル以上のもので覆ったもの。

防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとする。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号口(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号口(2)に該当する場合、次の(1)から(四)までに適合するものであること。

(i) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号口(2)に規定する特定防火設備又は骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板及び厚さが三十ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸(次の(一)及び(二)に適合するものに限り)であること。

(一) 周囲の部分(防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む)が不燃材料で造られた開口部に取り付けられていること。

(二) 防火設備が枠と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられていること。

(ii) 令第二百一十二条第十四項第一号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものであつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。

(iii) ラッチその他の開放防止機構を設けること。ただし、ドアクロザーの閉鎖力が、次の式によって計算した数値以上である場合には、この限りではない。

$$F = \frac{\Delta P H d B d}{2}$$

この式において、F、 ΔP 、Hd及びBdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F ドアクロザーの閉鎖力(単位 ニュートン)

ΔP 通常の火災時において防火設備に加わる平均圧力として建築物の階に応じて次の表に定める数値(単位 一平方メートルにつきニュートン)

階	一階	二階	三階
地階を除く階数が三の建築物	三十	二十五	五十
地階を除く階数が二の建築物	二十	二十五	五十

Bd Hd 床から防火設備の上端までの高さ(単位 メートル)

防火設備の幅(単位 メートル)

(2) (1)に掲げる場合以外の場合、次の(1)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板及び厚さが三十ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸(1)の(一)及び(二)に適合するものに限る)であること。

(ii) (1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

二 間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合、次のイからニまでに適合するものであること。

イ 間仕切壁は、次の(1)から(3)までのいずれか(耐力壁にあつては(1)に限る)に該当する構造であること。

(1) 前号イに定める構造

(2) 間柱及び下地を鉄材で造り、かつ、その両面を、ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十ミリメートル以上のもので覆ったもの

(3) 軽量気泡コンクリートパネルで、厚さが七十五ミリメートル以上のもの

ロ 柱は、耐火構造(令第七百七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が二時間又は三時間加えられた場合のものに限る)に適合するものに限り)であること。

ハ はりは、耐火構造(令第七百七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が二時間又は三時間加えられた場合のものに限る)に適合するものに限り)であること。

ニ 防火設備は、前号ロに適合するものであること。

三 令第二百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室(開口部(床の開口部を除く)に防火設備を設けたものに限り)を構成する壁等により区画する場合、次のイからハまでに適合し、かつ、壁等を構成する建築物の部分の接合部を防火上支障がない構造とすること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、第一号イに定める構造であること。

ロ 非耐力壁である間仕切壁は、耐火構造であること。

ハ 外壁は、第一号イに定める構造であること。

ニ 柱は、前号ロに定める構造であること。

ホ 床(最下階の床を除く)は、第一号イに定める構造(間仕切壁によつて壁等で区画された部分(壁等により構成される室の部分を除く。第三において同じ)と防火上有効に遮られている床にあつては、耐火構造)であること。

ヘ 最下階の床は、不燃材料(平成十二年建設省告示第千四百号に定めるものに限る。第三において同じ)で造られたもの又は耐火構造であること。

ト はりは、前号ハに定める構造であること。

チ 屋根は、耐火構造であること。

リ 間仕切壁の開口部に設ける防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとする。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第二号口(2)に該当する場合、次の(1)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 特定防火設備であること。

(ii) 第一号口(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合、次の(1)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 次の(一)又は(二)に適合するものであること。

(一) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが二十四ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張ったもの(第一号口(1)の(一)及び(二)に適合するものに限り)であること。

(二) 第一号口(2)の(i)に適合するものであること。

(ii) 第一号口(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

又 外壁の開口部に設ける防火設備は、特定防火設備であること。

第三 第二号に掲げる場合には、壁等で区画された部分の一方と壁等により構成される室の部分の床面積の合計がそれぞれ三平方メートルを超えず、かつ、壁等の室内の建築物の部分(壁等を構成する建築物の部分を除く。第四において同じ)(延焼防止上支障のない建築設備を除く)が不燃材料で造られたもの又は耐火構造(被覆材に可燃性の材料を含まないものに限る。以下第三において同じ)(構造耐力上主要な部分である壁、柱及びはりにあつては耐火構造)であること。

第四 壁等が、壁等以外の建築物の部分(第二号に掲げる場合には、壁等の室内の建築物の部分を除く)とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法(延焼防止上支障がないものに限る)のみで接するものであること。

第五

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものであること。
一 第二一号又は第二号に掲げる場合、壁等の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から二メートル以上突出させること。ただし、壁等を設けた部分の外壁又は屋根が、壁等を含み、耐火構造（壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合その他延焼防止上支障がある場合には、第二一号イに定める構造。以下「耐火構造等」という。）又は防火構造の別に応じた次の表に掲げる式によつて計算した幅にわたつてこれらの構造（防火構造の場合最下階を除く。）である場合（次のイ及びロに該当する場合に限る。）においては、その部分については、この限りでない。

耐火構造等又は防火構造の別	幅（単位：メートル）
	4.6（1－1） （3を超える場合3）
耐火構造等	10（1－0.5L） （6.5を超える場合6.5）
防火構造	

この表において、Lは壁等の両端又は上端を建築物の外壁面又は屋根面から突出させる幅（単位：メートル）を表すものとする。

二 第二三号に掲げる場合、次のイから二までに適合するものであること。

イ 外壁が、壁等を構成する外壁の全てを含み幅三メートル以上をわたつて耐火構造であること。
ロ 外壁（最下階を除く。）及び屋根が、壁等を構成する外壁及び屋根の全てを含みそれぞれ幅六・五メートル以上をわたつて防火構造であること。
ハ 外壁（イ及びロに適合する耐火構造又は防火構造の部分に限る。）の屋外側の仕上げが不燃材料（防火構造の部分にあつては準不燃材料）でされ、開口部に特定防火設備（防火構造の部分にあつては法第二条第九号の二に規定する防火設備）が設けられていること。
ニ イに適合する耐火構造の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

第六 壁等で区画された部分の外壁面が壁等で区画された他の部分の外壁面となす角度が九十度以上であること。この場合において、百三十五度以内の角度をなす外壁面が交差する部分からそれぞれ幅十メートル以内のこれらの外壁面に、壁等で区画された部分と壁等で区画された他の部分の外壁面（第二三号に掲げる場合には、壁等を構成する外壁面を除く。）がある場合においては、次の各号に適合するものであること。

一 当該百三十五度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、耐火構造である部分（屋外側の仕上げが不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられている部分に限る。）以外の部分相互の水平距離が五メートル以上であること。
二 当該百三十五度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、防火構造である部分（屋外側の仕上げが準不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に法第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられている部分に限る。）以外の部分相互の水平距離が十メートル以上であること。

第七 建築物に高さが異なる部分がある場合において、壁等を建築物の低い部分（以下「低い部分」という。）に設ける場合においては、当該壁等からの水平距離が五メートル以内で、かつ、低い部分の屋根面からの垂直距離が七メートル以下である建築物の高い部分（以下「高い部分」という。）の外壁（低い部分に面する部分に限る。）が耐火構造であり、かつ、屋外側の仕上げが不燃材料でされ、

当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられていること。ただし、低い部分（当該壁等で区画された部分のうち高い部分を含まない部分に限る。）の屋根で、高い部分からの水平距離が五メートル以下である部分が耐火構造であり、かつ、この部分に開口部がない場合においては、この限りでない。
第八 令百十二条第十五項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第十六項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。

附 則
この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項の規定に基づき、特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

第一 第一号及び第二号を次のように改める。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第百九条の五第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合に限る。同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。）とすること。

二 平成二十七年国土交通省告示第百五十号第二第三号リ(2)(イ)に規定する構造とすること。
第一第四号及び第五号を削り、同第三号中「前二号に該当する防火設備」を「前号イ又はロに該当するもの」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

三 次のイから二までのいずれかに該当する構造とすること。

イ 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板を張つた防火戸

ロ 鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー

ハ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル以上の戸

ニ 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上の防火戸

第一第六号中「そで壁」を「袖壁」に改め、同号を同第五号とし、同第七号を同第六号とする。

第二中「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に、「すき間」を「隙間」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十二号

耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件及びひさしその他これに類するものの構造方法を定める件を廃止する件

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

一 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十号）

二 ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十一号）

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の三第一項第一号口の規定に基づき、主要構造部を木造とすることができるとする大規模の建築物の主要構造部の構造方法を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

第一 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及び第三号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐力構造（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とする。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七条第一項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用い、以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限る。）とする。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

(1) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード（強化せつこうボードを含む。以下同じ。）の上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張つたもの

(2) 厚さが八ミリメートル以上のスラグせつこう系セメント板の上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張つたもの

(3) 厚さが十六ミリメートル以上の強化せつこうボード

(4) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード又は難燃合板を張つたもの

(5) 厚さが九ミリメートル以上のせつこうボード又は難燃合板の上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードを張つたもの

二 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)に定める基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐力構造とする。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造とする。

ハ 前号ハに定める構造とすること。

三 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐力構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とする。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とする。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 厚さが十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板

(2) 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル

四 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)及び(3)に定める基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐力構造とする。

ロ 一時間倒壊等防止認定構造とする。

ハ 前号ハに定める構造とすること。

第二 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)に定める基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐力構造とすること。

二 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第一号ハ(1)から(5)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替へるものとする。第四第三号ロにおいて同じ。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と、同号ロ中「三センチメートル」とあるのは「六センチメートル」と読み替へるものとする。第四第三号ハにおいて同じ。

二 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第三 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める基準に適合する床の構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐力構造とすること。

二 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートを張つたもの

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さが十二ミリメートル以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせつこうを塗つたもの

(3) 厚さが四十ミリメートル以上の木材

(4) 畳（ボリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボードを張り、その上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のもの

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードを張つたもの

(3) 厚さが十五ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール又はグラスウールを張つたもの

(4) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張つたもの

ハ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第四 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ(1)に定める基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐力構造とすること。

二 一時間倒壊等防止認定構造とすること。

三 第三号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

第三 令第一百十條の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるものは、第一第一項第三号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限り、）及び特定避難時間倒壊等防止建築物（法第二十七條第一項第一号に該当する特殊建築物で、令第一百十條第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものに限り、）の外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限り、以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第一百十條の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

- 一 スプリングクレー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの
を設けた室（通路に該当する室を除く。以下同じ。）に設けられたもの
二 天井（天井がない場合にあつては、屋根の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料による仕上げとした室（床面積が四十平方メートル以下であるものを除く。）に設けられたもの
三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを令第一百二十九條第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの
四 第一号から前号までに規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの
五 法第二條第九号の二に規定する防火設備を設けたもの
六 開口部の高さが〇・三メートル以下のもの
七 開口面積が〇・二平方メートル以内のもの

表一

水平移動距離（単位：メートル）	$\frac{2}{3} Y (1 - 0.5L) + \frac{1}{2} B$
最大水平移動距離（単位：メートル）	$3 + \frac{1}{2} B$

表二

一 この表において、Y、B及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Y 表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離（単位：メートル）

B 他の外壁の開口部の幅（単位：メートル）

L 他の外壁の開口部の側面に袖壁等が防火上有効に設けられている場合における当該袖壁等が外壁面から突出している距離（単位：メートル）

二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅を当該開口部の幅に含めるものとする。

垂直移動距離（単位：メートル）

$$\frac{B}{H} < 2$$

$$(H + 1.1B)(1 - 0.5L) + H$$

$$\frac{B}{H} \geq 2$$

$$3.2H(1 - 0.5L) + H$$

最大垂直移動距離（単位：メートル）

$$6.2 + H$$

一 この表において、B、H及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。

B 他の外壁の開口部の幅（単位：メートル）

H 他の外壁の開口部の高さ（単位：メートル）

一 他の外壁の開口部の上部にひさし等が防火上有効に設けられている場合における当該ひさし等が外壁面から突出している距離（単位：メートル）
二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅及び高さを当該開口部の幅及び高さに含めるものとする。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

国土交通省告示第二百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二條第七号の二及び第九号の二並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第百十四條第五項において準用する同令第百十二條第十六項の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十三日 国土交通大臣 太田 昭宏

（準耐火構造の構造方法を定める件の一部改正）

第一条 準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。

- 第一第一号イ中「令第一百五條の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造（特定避難時間が四十五分以上である特定避難時間倒壊等防止建築物の主要構造部（法第二十七條第一項の規定による認定を受けたものに限り、）の構造方法をいう。以下同じ。）（耐力壁である間仕切壁に係るものに限り、）とする。
第一第二号イ中「令第一百五條の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ロ中「前号ロ」を「前号ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
第一第三号イ中「令第一百五條の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
第一第四号イ中「令第一百五條の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ロ中「前号ロ」を「前号ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
第一第五号ハ中「第三号ロ(1)」を「第三号ハ(1)」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロ中「第三号ロ」を「第三号ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
第二第一号中「令第一百五條の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同第二号中「第一第一号ロ(1)(i)」を「第一第一号ハ(1)(i)」に改め、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。
二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
第三第一号中「令第一百五條の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。
二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
第四第一号中「令第一百五條の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同第二号と同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。
二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
第五第一号ロ(2)(v)中「第一第三号ロ(1)」を「第一第三号ハ(1)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。
第五第二号イ中「令第一百五條の二の二第一項第一号に規定する」を「一時間準耐火基準に適合する」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロ中「前号ロ(2)(v)」を「前号ハ(2)(v)」に改め、同号イの次に次のように加える。
ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
ロ 空港の総面積 百六十八万六千六百八十三平方メートル
四 空港の範囲を示す詳細図を愛知県庁及び豊山町役場において縦覧に供する。